

## 本書を利用するに当たって

1 本マニュアルは、陸運業、倉庫業の派遣元及び派遣先の事業者や安全担当者等を対象にして派遣労働者に係る安全衛生管理についての理解を深めていただくとともに、安全衛生管理や安全衛生教育などを効果的に実施するために派遣元、派遣先がそれぞれ取り組むべき事項を分かりやすく解説しています。

2 最初に派遣労働者の労働災害について説明し、次いで陸運業、倉庫業の安全管理のポイント、派遣労働者の安全衛生管理の基礎知識について順次説明したあと、派遣元が実施すべき事項、派遣先が実施すべき事項、派遣元と派遣先との連携についてそれぞれ解説を加えています。

また、参考資料として、労働者派遣に関する法令、指針、通達等のほか、派遣労働者の安全衛生の確保に係る重点チェックリストも掲載しています。

3 本書で使用した法令の略称は、次のとおりです。

<b>労基法</b>	労働基準法
<b>安衛法</b>	労働安全衛生法
<b>安衛令</b>	労働安全衛生法施行令
<b>安衛則</b>	労働安全衛生規則
<b>派遣法</b>	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律
<b>派遣則</b>	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則
<b>派遣元</b>	派遣元事業者・派遣元事業主
<b>派遣先</b>	派遣先事業者・派遣先事業主

4 用語については、次のように定義することとします。

<b>労働者派遣</b>	自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする（派遣法第2条第1号）。
<b>派遣労働者</b>	事業主が雇用する労働者であって、労働者派遣の対象となるものをいう（派遣法第2条第2号）。
<b>労働者派遣事業</b>	労働者派遣を業として行うことをいう（派遣法第2条第3号）。
<b>陸運業</b>	陸上貨物運送事業。道路貨物運送業と陸上貨物取扱業を合わせたものをいう。